

委任状

日本年金機構 あて

※委任日は委任状を書いた日です。

※**網掛け部分**は記入が必要です。

委任日 令和 年 月 日

【受任者(来所される方)】

フリガナ		委任者(ご本人) との関係	
氏名			
住所	〒 -	電話 () -	

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(ご本人)】

基礎年金番号		基礎年金番号が不明である場合又はマイナンバーでの ご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。	
フリガナ		生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和
氏名	※署名・押印は必ずご本人が行ってください。 (旧姓)		年 月 日
		性別	男 ・ 女
住所	〒 -	電話 () -	
	上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。		
委任する 内容 (必ず記入して ください)	委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的に記入してください。 1. 年金の加入期間について 2. 年金の見込額について 3. 年金の請求について 4. 各種再交付手続きについて (裏面の(来所時等の注意事項)をご確認ください) 5. 死亡に関する手続きについて (注) 6. 国民年金の加入手続きについて 7. 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について 8. その他 (委任する内容を具体的に記入してください) () ○ 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 A. 受任者に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する (注) 「5.」の場合、以下に亡くなられた方について記入してください。		
	基礎年金番号	委任者(ご本人)との続柄	
	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。

委任状 <記入例>

日本年金機構 あて

※委任日は委任状を書いた日です。

※網掛け部分は記入が必要です。

委任日 令和元年5月11日

【受任者(来所される方)】

フリガナ	オノノ フミオ	委任者(ご本人)との関係	社会保険労務士
氏名	奥野 文夫		
住所	〒520-0106 滋賀県大津市康山 3-23-23 電話(077)578-8896		

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(ご本人)】

基礎年金番号	9999-123456	基礎年金番号が不明である場合又はマイナンバーでのご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。					
フリガナ	ネキニ タロウ	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和				
氏名	ネキニ タロウ ※署名・押印は必ずご本人が行ってください。 年金太郎 (旧姓)		29年10月15日				
		性別	男・女				
住所	〒168-0071 東京都杉並区高井戸西 3-5-24 電話(03)9990-9999 上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。						
委任する内容 (必ず記入してください)	<p>委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的に記入してください。</p> <p>①年金の加入期間について ②年金の見込額について ③年金の請求について ④各種再交付手続きについて(裏面の《来所時等の注意事項》をご確認ください) ⑤死亡に関する手続きについて(注) ⑥国民年金の加入手続きについて ⑦国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について ⑧その他(委任する内容を具体的に記入してください) (報西州を 変更した 場合の 年金見込額について)</p> <p>○年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 <input checked="" type="radio"/> A 受任者に交付を希望する B 本人あて郵送を希望する</p> <p>(注)「5.」の場合、以下に亡くなられた方について記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td>委任者(ご本人)との続柄</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日</td> </tr> </table>			基礎年金番号	委任者(ご本人)との続柄	氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
基礎年金番号	委任者(ご本人)との続柄						
氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日						

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。